



# 長野県報

10月25日(月)  
平成22年  
(2010年)  
第2211号

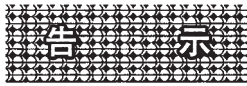
## 目次

### 告示

- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)..... 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室)..... 1
- 長野県信濃学園の指定管理者の指定(障害者支援課)..... 2
- 長野県松本あさひ学園の指定管理者の指定(こども・家庭課)..... 2
- 保安林予定森林(2件)(森林づくり推進課)..... 2
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の存続期間の更新(森林づくり推進課野生鳥獣対策室)..... 2
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の解除(森林づくり推進課野生鳥獣対策室)..... 4
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく休猟区の指定(森林づくり推進課野生鳥獣対策室)..... 4
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定猟具使用禁止区域の指定(森林づくり推進課野生鳥獣対策室)..... 4
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)..... 5

### 公告

- 総合評価一般競争入札(総務事務課)..... 6
- 県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)..... 8
- 県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課)..... 9
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課)..... 9



#### 長野県告示第620号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
独立行政法人国立 大学病院機構 東 長野病院	長野市上野2丁目477 番地	平成25年10月24日

医療推進課

#### 長野県告示第621号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部 守一

##### 1 指定居宅サービス事業者

###### 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社木曾アーチェリー	デイサービス清雲	木曾郡木曾町日義4878番地	平成22年10月16日
特定非営利活動法人ラポール	NPO法人ラポール城東第5宅老所	松本市城東一丁目3番10号	平成22年10月16日

##### 2 指定介護予防サービス事業者

###### 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社木曾アーチェリー	デイサービス清雲	木曾郡木曾町日義4878番地	平成22年10月16日

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第622号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県信濃学園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

## (1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

## (2) 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

## 2 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

障害者支援課

森林づくり推進課

**長野県告示第623号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第3項の規定により、長野県松本あさひ学園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

## (1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

## (2) 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

## 2 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

こども・家庭課

森林づくり推進課

**長野県告示第624号**

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上田市小牧字祢連澤1627の4、1634の1、1634の2、1635、1642から1644まで、1645の1、1645のイ、1646の1、1646の2、1647、1648、1649の2

## 2 指定の目的

干害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長野県告示第625号**

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上田市武石下本入字茂沢832の1

## 2 指定の目的

干害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第626号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 御泉水鳥獣保護区

## (1) 区域

北佐久郡立科町大字芦田地籍の旧林道夢の平線と町道夢の平線との交点を起点とし、同点から町道夢の平線を北東進し、立科町町営水道第2貯水槽北端との接点に至り、同点から塩沢堰に通ずる沢を北東進し、塩沢堰との接点に至り、同点から同堰を南東進し、本沢との接点（取水口）に至り、同点から同沢を南進し、同沢支流との接点に至り、同点から同支流を南東進し、蓼科山国有林界標第169号に至り、同点から国有林と民有林の境界を南西進し、蓼科山登山道との交点に至り、同点から同登山道を北進し、町道夢の平線との交点に至り、同点から町道夢を西進し、蓼科山登山道との交点に至り、同点から同登山道を北西進し、御泉水自然園と白樺高原スキー場の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、町道夢の平線との接点に至

り、同点から同町道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約205ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、蓼科山の北側山麓に位置し、御泉水自然園が設けられているなど、野生鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 2 黒河内鳥獣保護区

## (1) 区域

伊那市長谷に所在する南信森林管理署管内の国有林のうち、263林班から266林班までの各林班及び269林班の区域(面積約1,344ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、伊那市東部にある南アルプス駒ヶ岳の西部に位置し、南アルプス国立公園と重複し、自然環境が保全されており野生鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 3 本谷山鳥獣保護区

## (1) 区域

飯田市南信濃北又渡地籍の遠山川と北又沢との合流点を起点とし、同点から同市南信濃と同市上村の境界を北東進し、同境界と民有林と国有林の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南東進し、同境界線と遠山川との接点に至り、同点から同川の右岸を西進し、易老渡、仏島及び弁天島を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,156ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、飯田市南信濃北東部の遠山川上流に位置する森林地帯で樹種が豊富であり、ヤマドリ、コジュケイをはじめ多様な鳥獣が生息しており、野生鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 4 氏乗山鳥獣保護区

## (1) 区域

下伊那郡喬木村に所在する南信森林管理署管内の国有林のうち、3283林班から3288林班までの各林班の区域(面積約319ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、下伊那郡喬木村の南端に位置する山岳地帯であり、小川川の支流沿いに天然広葉樹林が多く、多様な鳥獣が生息しており、野生鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 5 乗鞍鳥獣保護区

## (1) 区域

松本市安曇に所在する中信森林管理署管内の国有林のうち、

119林班から131林班までの各林班、133林班から137林班までの各林班及び142林班から149林班までの各林班の区域(面積約5,557ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、松本市の西部、岐阜県境に位置し、針葉樹林と広葉樹林が混在し多様な鳥獣が生息しており、野生鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 6 戸隠鳥獣保護区

## (1) 区域

長野市戸隠字上楠川地籍の主要地方道信濃信州新線と楠川の交点の上楠川橋を起点とし、同点から同川を北進し、同川と、北信森林管理署管内国有林境界との交点に至り、同点から同境界を北東進し、同境界標柱庚245に至り、同点から同境界を北進し、同境界標柱36に至り、同点から同境界を東進し、同境界標柱30に至り、同点から同境界を南東進し、同境界標柱170に至り、同点から同境界を北進し、同境界標柱戸58に至り、同点から同境界を北進し、同境界と戸隠森林植物園に至る歩道との交点に至り、同点から同歩道を北東進し、同歩道と戸隠神社奥社参道と逆サ川との交点に至り、同点から同川を北東進し、国有林境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、同境界標柱庚30に至り、同点から同境界を北東進し、同境界標柱戸59に至り、同点から同境界を北西進し、さらに北東進して同境界標柱庚3に至り、同点から同境界を南東進し、同境界標柱庚325に至り、同点から同境界を南西進し、さらに南東進して同境界標柱己237に至り、同点から同境界を西進し、さらに南進して同境界と長野市水道水源池堰堤との接点に至り、同点から同堰堤を南西進し、さらに北西進して同堰堤と主要地方道信濃信州新線から同水源に至る連絡道路との交点に至り、同点から同連絡道路を北西進し、同連絡道路と主要地方道信濃信州新線との交点に至り、同点から同主要地方道を西進し、同主要地方道と市道西原線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と小楠川との交点に至り、同点から同川を南西進し、同川と主要地方道信濃信州新線との交点(細橋)に至り、同点から同主要地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約531ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該地域は、ブナ、ミズナラ等の天然広葉樹及びスギ、カラマツ等の針葉樹が分布し、野生鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 7 苗場山鳥獣保護区

## (1) 区域

下水内郡栄村に所在する北信森林管理署管内の国有林のうち、10林班イ小班及び9林班ろ小班の区域(面積約594ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、上信越高原国立公園の特別保護地区に指定され

ており、高層湿原を含む森林地帯で、野生鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

#### 長野県告示第627号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第8項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を解除します。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 南角鳥獣保護区  
存続期間満了により解除。
- 2 菅鳥獣保護区  
存続期間満了により解除。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

#### 長野県告示第628号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定します。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部 守一

矢筈山休猟区

- 1 区域  
飯田市南信濃北又渡地籍の遠山川と北又沢の合流点を起点とし、同点から遠山川を東進し、弁天岩、仏島及び易老渡を経て、国有林界との交点に至り、同点から南信森林管理署所管国有林3102林班界を南西進し、国有林3115林班界との接点に至り、同点から同林班界を西進し、更に国有林3133林班界を西進し、国有林3125林班界との接点に至り、同点から同林班界を南進し、国有林3134林班との接点に至り、同点から同林班界を西進し、三角点（標高1,837メートル）に至り、同点から利検沢の支流を北進し、遠山川との合流点に至り、同点から同川を東北進し、加加良渡を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約2,460ヘクタール）
- 2 存続期間  
平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

#### 長野県告示第629号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 近津特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

佐久市長土呂地籍の市道S-2号線と佐久市と小諸市の市界との交点（近津神社）を起点とし、同市界を北東進し、同市界と市道S4-1号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、佐久市と御代田町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を東進し、更に南進し、同市町界と濁川との交点に至り、同点から同川を南西進し、同川と市道S-2号線との交点に至り、同点から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約153ヘクタール）

- (2) 存続期間  
平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

2 太郎山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上田市常磐城地籍の市道緑が丘3-22号線と虚空蔵堂参道との接点を起点とし、同点から同市道を北進し、太郎山緑が丘登山道との接点に至り、同点から同登山道を北進し、上田市と埴科郡坂城町との市町界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、太郎山三角点（標高約1,164メートル）に至り、同点から同市町界を北進し、標高1,154.4メートル地点に至り、同点から同市所在の黄金沢を南東進し、黄金沢と林道西光寺線と太郎山裏参道登山口の接点に至り、同点から同林道を南東進し、上田市118林班、同116林班、同117林班及び同115林班の境界との接点に至り、同点から黄金沢を南進し、太郎山橋との接点に至り、同点から上田市道山口13号線を南進し花古屋橋北詰に至り、同点から同114林班と同113林班の耕地界を西進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積約158ヘクタール）

(2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

3 山崎の森（旧称：峰山）特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上田市真田町長地籍の国道144号線と市道一斗石舟線との接点を起点とし、同点から同市道を南東進し、県道矢沢真田線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、山崎芝宮農道線との接点に至り、同点から同農道を西進し、県道長野真田線との接点に至り、同点から同県道を西進し、市道大畑横沢線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、国道144号線との接点に至り、同点から同国道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約58ヘクタール）

(2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 舌喰池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上田市手塚地籍の市道手塚山田線と舌喰池東側堤上の管理歩道南端及び舌喰池遊歩道南端との接点を起点とし、同点から同遊歩道を北西進し、さらに北東進し、市道手塚4号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、舌喰池東側堤上の管理歩道との交点に至り、同点から同管理歩道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約6ヘクタール）

(2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

5 箱置池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

北佐久郡立科町大字牛鹿地籍の町道箱置線と管理道との接点を起点とし、同点から同町道を北西進し、上田市との市町界に

至り、同点から市道科平箱畳線を北東進し、市道箱畳2号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、さらに南進し、市道藤原田11号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、立科町との市町界に至り、同点から管理道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約5ヘクタール)

(2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

6 今宮特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

飯田市今宮地籍の市道1-15号線と市道391号線との接点を起点とし、同点から市道1-15号線を北進し、同市道と市道1-23号線との接点に至り、同点から市道1-23号線を北進し、同市道と風越山麓公園管理道路との接点に至り、同点から同管理道路を北進し、同管理道路と213林班と214林班の境界との接点に至り、同点から214林班の境界線を南東進し、松洞川と市道1-14号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道391号線との接点に至り、同点から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約40ヘクタール)

(2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

7 生坂特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

東筑摩郡生坂村字上生坂地籍の県道上生坂信濃松川停車場線の池坂橋東端を起点として、同点から犀川右岸を南東進し、東京電力生坂ダム取水えん堤北端に至り、同点から県道上生坂信濃松川停車場線を東進し、同県道と国道19号線との交点に至り、同点から同国道を南西進し、同国道と犀川左岸との交点(睦橋南端)に至り、同点から同点左岸を北進し、日野橋北端に至り、同点から同点左岸を北東進し、東京電力生坂ダム取水えん堤の南端に至り、同点から村道睦郷広津線(通称遊上線)を西進し、遊上地籍の同村道の終点に至り、同点から犀川左岸を北西進し、県道上生坂信濃松川停車場線の池坂橋西端に至り、同点から同橋を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約108ヘクタール)

(2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

8 姫川第二ダム特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

北安曇郡白馬村大字北城地籍の北安曇郡白馬村道0208号線と姫川との交点(通橋)を起点とし、同点から同川右岸境界を南進し、菅沢との接点に至り、同点から同沢右岸境界を南進し、北安曇郡白馬村道0206号線との交点(菅沢橋)に至り、同点から同村道を北西進し、姫川との交点(水神宮橋)に至り、同点から同川左岸境界を北進し、中部電力(株)姫川第二ダム管理所駐車場境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、北安曇郡白馬村道3046号線との接点に至り、同点から同村道を北進し、北安曇郡白馬村道0208号線との接点に至り、同点から同村道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約25ヘクタール)

(2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

9 草間特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

中野市大字草間地籍の市道高丘9号線と市道高丘4号線との交点を起点とし、同点から市道高丘4号線を南東進し、市道高丘5号線との交点に至り、同点から市道高丘5号線を西進し、市道草間84号線との交点に至り、同点から市道草間84号線を北西進し、作業道との交点に至り、同点から同作業道を北西進し、市道高丘9号線との交点に至り、同点から市道高丘9号線を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約8ヘクタール)

(2) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県佐久建設事務所告示第15号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年11月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部署所において、一般の縦覧に供します。

平成22年10月25日

長野県佐久建設事務所長 戸田 明 宏

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 142号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市伴野字豆生田1107番の1地先から 佐久市伴野字堰下1024番の1地先まで	旧	18.6~26.6 <sup>m</sup>	0.4000 <sup>km</sup>
		15.4~21.5	0.4150
同 上	新	18.6~26.6	0.4000

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年11月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

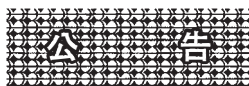
平成22年10月25日

長野県須坂建設事務所長 原 明 善

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 中野小布施線  
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡小布施町大字小布施町字裏町378番の1地先から 上高井郡小布施町大字小布施町字上原842番の1地先まで	旧	m 6.0~9.0	km 0.2652
上高井郡小布施町大字小布施町字裏町378番の1地先から 上高井郡小布施町大字小布施町字上原880番の8地先まで	旧	12.0~31.0	0.1905
上高井郡小布施町大字小布施町字裏町378番の1地先から 上高井郡小布施町大字小布施町字上原880番の8地先まで	新	12.0~31.0	0.1905

道路管理課



## 公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成22年10月25日

長野県知事 阿 部 守 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務及び数量  
長野県総務事務課労働者派遣業務 一式
- (2) 役務の特質  
入札説明書によります。
- (3) 契約期間及び派遣労働者の受入期間  
ア 契約期間  
契約の日から平成25年7月31日まで  
イ 受入期間  
平成23年1月1日から平成25年7月31日まで
- (4) 入札方法  
ア 入札者は、入札説明書に定める提案書を入札書とともに提出してください。  
イ 入札書に記載する金額は、派遣労働者一人1時間当たりの派遣料金の単価とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所等を有する者であること。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は同法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出書を提出し受理されている者であること。
- (6) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備しているものであること。（プライバシーマークの認定又はプライバシーマークと同等の信頼性があると認める認定を取得済みまたは取得見込みであること。）

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部総務事務課

電話 026 (235) 7135

### 4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年11月2日（火） 午後1時30分

(2) 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

### 5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 提案書及び入札書の提出期限及び提出場所  
ア 提出期限 平成22年11月19日（金） 午後5時必着  
郵送により提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとします。

イ 提出場所 長野県総務部総務事務課

### (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年11月29日（月） 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (7) 契約書作成の要否

必要とします。

### (8) 落札者の決定方法

別記「長野県総務事務課労働者派遣業務落札者決定基準」によります。

### 6 その他

詳細は、入札説明書によります。